

平成14年 労働者災害補償保険法

〔問 7〕 保険給付の費用等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 通勤災害により療養給付を受ける労働者は、500 円を超えない範囲内で厚生労働省令で定める額の一部負担金を徴収される。
- B 政府は、事業主が故意又は重大な過失によって生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、労働基準法の規定による災害補償の価額にかかわらず、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部を当該事業主から徴収することができる。
- C 事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立に係る届出を怠っている間に生じた事故については、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- D 事業主が故意又は重大な過失により一般保険料を納付しない期間(督促状に指定する期限後の期間に限る。)中に生じた事故については、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- E 国庫は、予算の範囲内で、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる。